（放射線管理施設）

**第十四条**　［略］

（監視測定設備）

**第十五条**　事業所には、次に掲げる事項を監視し、及び測定し、並びに必要な情報（第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。

一　中深度処分を行う場合にあっては廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいの徴候を示す物質、ピット処分又はトレンチ処分を行う場合にあっては廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は線量

［二・三　略］

（排水施設）

**第十六条**　中深度処分に係る廃棄物埋設施設には、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間、廃棄物埋設地の水没により当該廃棄物埋設地の安全機能が損なわれることを防止するための施設を設けなければならない。

（廃棄施設）

**第十七条**　［略］

（予備電源）

**第十八条**　安全機能を有する施設（その安全機能を維持するために電気の供給が必要なものに限る。）には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、当該安全機能を維持するために必要な監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

（通信連絡設備等）

**第十九条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**別表第三**　工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則の一部改正に関する表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>**第一条**　［略］<br>2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>一　放射能濃度確認対象物　法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとする物をいう。<br>［二・三　略］ | （定義）<br>**第一条**　［同上］<br>2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>一　放射能濃度確認対象物　原子力事業者等が工場等において用いた資材その他の物（加工事業者（旧加工事業者等を含む。）が加工施設を設置した工場等（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。）及び使用者（旧使用者等を含む。）が核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料物質によって汚染された物を取り扱う使用施設等において用いた資材その他の物にあっては金属くずに限る。）であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度について法第六十一条の二第一項の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。<br>［二・三　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（放射線管理施設）

**第十一条**　［同上］

（監視測定設備）

**第十二条**　［同上］

一　廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量

［二・三　同上］

［条を加える。］

（廃棄施設）

**第十三条**　［同上］

（予備電源）

**第十四条**　安全機能を有する施設（その安全機能を維持するために電気の供給が必要なものに限る。）には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

（通信連絡設備等）

**第十五条**　［同上］